

## 官報の発行に関する内閣府令案の主なポイント（図書館関係）

### 1. 官報の発行に関する法律第9条第4項の規定による調査（注）について

- 調査対象施設として、「都道府県の設置する図書館」を規定（府令案第19条第1項第2号）。
- 当該調査の頻度について、「少なくとも二年に一回」と規定（同条第2項）。

（注）インターネットを利用できる端末が置かれている（＝ウェブサイトで官報を閲覧可能）施設の調査

### 2. 手数料（＝書面の購読料）について

- いわゆる定期購読の購読料（＝手数料）について、月額2,000円と規定（府令案第41条）。
  - ※ 物価上昇等を踏まえ、現行の1,641円（税込み）から値上げ。なお、法施行後、消費税は非課税。
  - ※ なお、電子媒体での閲覧は無料（ただし、国立印刷局の「官報情報検索サービス」は有料。）。

#### ◆ 内閣府令案（抜粋）

（電磁的官報記録を閲覧することができる施設）

第十九条 法第九条第四項の内閣府令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 国の関係行政機関の管理する事務所その他の施設
- 二 都道府県の設置する図書館
- 三 受託者が書面等による提供等を行う事務所（内閣総理大臣が法第十四条の委託をした場合に限る。）

2 法第九条第四項の情報の更新は、少なくとも二年に一回行うものとする。

（手数料）

第四十一条 法第十五条第一項の内閣府令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる書面等による提供等の方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～四 （略）

- 五 毎月一日を始期とする一月間に発行される官報に係る官報掲載事項記載書面の送付一月につき二千円

#### ◆ 官報の発行に関する法律（抜粋）

（電磁的官報記録を閲覧することができる施設）

第九条第四項 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項の施設その他の内閣府令で定める施設のうち電磁的官報記録を当該施設に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるものに関する情報を公表するものとする。